入湯税(平成29年度分)の使途について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等及び観光施設の整備 並びに観光の振興に要する経費に充てるための目的税であり、市内の鉱泉浴場(温泉) を利用することに対して課される税金です。

◆入湯税の税率

1日1人につき(12歳未満は免除されます)

普通旅館…宿泊入湯客 150円(日帰り入湯客 75円)

自炊旅館…宿泊入湯客 75円(日帰り入湯客 35円)

◆入湯税の使途状況

平成29年度における市の入湯税決算額は26,812千円となりました。使途状況の概要に ついては以下のとおりです。

事業の内容	事業費(千円)	充当額(千円)
観光振興	42,004	16,120
観光施設の整備	69,732	8,346
消防施設等の整備	93,457	2,346
計	205,193	26,812

◆入湯税の使途の推移(H24~H29)

